

令和 7 年 11 月 28 日

## 第 30 回 総会議事録

長岡市農業委員会

## 第30回総会議事録

1 日 時 令和7年11月28日（金曜日） 午後1時30分

2 場 所 アオーレ長岡東棟4階 大会議室

3 議事日程及び本日の会議に付した事項

日程第 1 議事録署名委員の選任について

日程第 2 議案第39号 農地法第3条の許可申請について

議案第40号 農地法第4条の許可申請について

議案第41号 農地法第5条の許可申請について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画案について

日程第 3 報告第10号 農地法の届出通知等について

4 出席委員 (19名) 別紙のとおり

5 欠席委員 (5名) 別紙のとおり

6 職務のため出席した事務局職員

事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、

振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子

開 会 (午後1時25分)

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 (あいさつ)

これより第30回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号11番、田中豊委員、14番、駒野亜由美委員、15番、西巻郁夫委員、16番、千野俊輔委員、17番、馬場義昭委員から提出されています。出席委員は24名中19名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号18番、安達隆幸委員、19番、坂詰隆委員を指名いたします。

日程第 2 議案第39号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第39号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

本議案の27番は渡邊義浩委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は29件でございます。

1から18番は売買による所有権移転、19から28番は贈与による所有権移転、29番は賃借権の設定であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしておりません。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第39号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第40号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第40号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の10、11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、三島地域2件、長岡地域3件、与板地域1件の計6件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において11月21日までに現地確認を実施しております。

1番、三島上条の畠について、庭敷地として利用するものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、三島上条地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、上野町の畠について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、与板町槇原の田について、農業用倉庫兼農作業場敷地として利用するものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、滝谷町の田について、庭敷地として利用するものです。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね300メートル以内に越後滝谷駅があることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、鳥越の畠について、庭敷地として利用するものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鳥越地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

6番、片田町の畠について、通路及び駐車場敷地として利用するものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、片田町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第40号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第41号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第41号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、寺泊地域1件、三島地域1件、和島地域1件、長岡地域1件の計4件でございます。

1番、寺泊北曾根の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和7年12月15日から令和8年5月31日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内におおこうづ保育園と国民健康保険寺泊診療所があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、鳥越の畠について、重機置場敷地として利用するために売買に

による所有権移転をするものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鳥越地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、若野浦の田について、分家住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和7年12月20日から令和8年3月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、蓬平町の田について、養鯉池敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が養鯉池であり、ほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれではなく、許可要件の立地基準、一般基準とともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第41号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第42号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第42号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

本議案の所有権移転の5番は佐藤辰也委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。  
事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。  
議案書の16ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは21件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは1件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは1件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の18ページから27ページにて確認をお願いします。

以上、計23件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。  
議案第42号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第10号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第10号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について4件を29ページに、5条の届出について69件を30から47ページに、認定農業者が行う農業用施設設置の申出について1件を48ページに、農地法の適用を受けない事実確認12件を49から51ページに、18条合意解約について3件を52ページに、利用権の解約について33件を53から58ページに、中間管理権の解約について46件を59から66ページにそれぞれ掲載しておりますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第30回総会を閉会いたします。

閉会（午後1時45分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議長

農業委員

農業委員

## 別紙 出席状況（総会議席表）

(令和7年11月28日現在)

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一
2	出	土田米藏	14	欠	駒野亜由美
3	出	董澤哲也	15	欠	西巻郁夫
4	出	櫻井正広	16	欠	千野俊輔
5	出	若井泰志	17	欠	馬場義昭
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい
11	欠	田中豊	23	出	佐藤辰也
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美
出席委員人			議事録署名委員		
欠席委員人			安達隆幸 委員		
計			坂詰隆 委員		